

## 太陽光発電設備を設置のみなさまへ

# 固定資産税(償却資産)の申告を行っていますか?

一定規模の太陽光発電設備には、固定資産税がかかります。右表の課税区分で「課税」に該当する場合は、町に固定資産税(償却資産)の申告を毎年1月中に行う必要があります。設置した際の資料等で申告対象の太陽光発電設備に該当しているかの確認をお願いします。

また、町でも申告対象者の調査を行っており、未申告者に対し、12月に申告書類等の発送を予定しております。

設置者	発電規模	課税区分	申告
個人 (住宅用)	10kw未満の太陽光発電設備	非課税	不要
	10kw以上の太陽光発電設備	課税	必要
個人 (事業用)	事業用の太陽光発電設備は発電出力量関係なし	課税	必要
法人			



## 固定資産(家屋)について

~次のときには必ず届出をお願いします~

### ① 家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、必ず『家屋滅失届』を税務課まで届出ください。届出がないと、取り壊したことが確認できず、翌年度以降もそのまま課税となる場合があります。

納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、年途中の滅失であってもその年の税額は変わりませんのでご注意ください。

### ② 未登記家屋の名義を変更したとき

登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は『未登記家屋名義変更届』を提出してください。

登記されている家屋は、法務局からの通知により、所有者を変更することができますが、登記されていない家屋については役場への届出がないと所有者の変更ができません。

登記されていない家屋は、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページの家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されていますのでご確認ください。

お問い合わせ 税務課 資産税班 ☎ 889-4413

## 年金相談会を開催します



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です。年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

日付：11月30日(木)  
時間：13時～17時  
場所：サンエー那覇メインプレイス 3階 多目的フロア

※年金手帳やねんきん定期便、又は本人確認ができる書類を持参願います。

お問い合わせ 那覇年金事務所 ☎ 855-1111

## 人工透析専門

つかざん腎クリニック 検索

098-888-3200

院長 安達秀樹  
サンエーつかざんシティ向かい  
〒901-1117 南風原町津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん4階

患者様やご家族に安心の5つ星。

- ★透析の送迎サービスが充実
- ★介護タクシーが利用できる
- ★透析専門医が診るから安心
- ★お食事が美味しい
- ★待ち時間が少ない

## 税を考える週間

11月11日(土)～17日(金)

### ～ 沖縄国税事務所よりお知らせ ～ 源泉所得税コールセンター室の開設について

沖縄国税事務所では、源泉所得事務の一層の効率化を図ることを目的として、平成29年10月から「源泉所得税コールセンター室」を開設し、当事務所管内の6税務署(那覇署、北那覇署、沖縄署、名護署、宮古署、石垣署)における、電話による納付照会事務の一部を集中して行っています。

名称：沖縄国税事務所 源泉所得税コールセンター室  
所在地：那覇市旭町9番地(沖縄国税総合庁舎内)  
☎ 098-867-3055

お問い合わせ 税務課 ☎ 889-4413

### 税に関するパネル展

南風原町役場 町民ホール(1階)  
11月10日(金)～11月17日(金)

毎年11月11日～17日までの間は税を考える週間として納税者の皆様に税の仕組みや役割について考えてもらうとともに、税に対する理解を深めてもらう為に全国でさまざまな催しが開催されます。この機会に税について、家族や職場のみなさんと話し合ってみましょう。

### 那覇税務署による年末調整説明会

日時：11月21日(火)10時～12時半  
場所：沖縄コンベンションセンター

●年末調整のしかた ●源泉徴収票等の作成

※会場の駐車台数には限りがありますので、バス・タクシーなどをご利用ください。

## 11月1日～12月28日 県税・市町村税 滞納整理強化月間

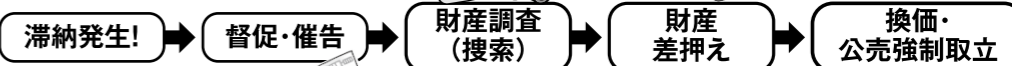
### 県税・町税の納め忘れはありませんか?

沖縄県と県内市町村は、11月と12月を徴収強化月間と定め、滞納者に対し預貯金・給与・不動産・各種保険・自動車などの差し押さえ、公売など厳しい措置を行っています。

### 「NO滞納」「滞納処分」

納付がまだの方は、金融機関または税務課で早めに納めてください。納付が困難な方は、早めに税務課へ納付相談を行ってください。

### ●滞納処分の流れ



### ●一人で迷わず早めに相談を!

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納める事ができない場合は、生活状況などを聞かせて頂いた上で、滞納額を分割して納める方法もあります。滞納を放置せず、税務課(管理収納班)へ迷わず相談してください。

### ●夜間相談窓口の活用

役場開庁時間に納税相談等が出来ない方の為に、夜間納税相談窓口を開設しています。

開設	毎月第2・第4木曜日(祝祭日は除く)
場所	役場2階税務課⑥番窓口(管理収納班)
時間	午後5時15分～午後8時まで ※納税相談は多少時間を要しますので、午後7時半までに来課ください。

お問い合わせ 税務課 管理収納班 ☎ 889-0523



司法書士 佐久川 聡

## 無料法律相談

不動産 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更の登記 ●抵当権の設定や抹消

会社 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き ●定款変更

相続 ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策 ●相続の放棄

裁判事務 ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成 ●訴状、成年後見申立書などの作成

債務 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き ●過払い金の回収

### さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A  
南風原町役場となり ☎098-889-8831

業務時間  
平日：9:00～18:00  
休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、平日18:00以降のご相談も受け付けております。